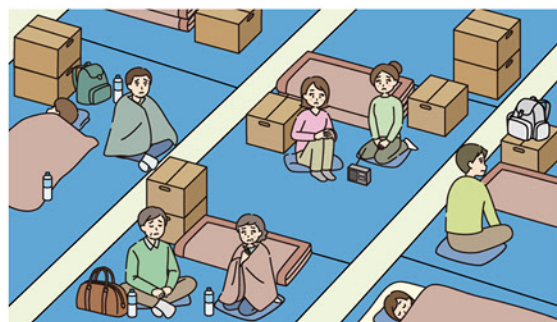


防災拠点には、4つの役割があり、防災拠点（避難所）

への避難者や在宅避難者などの支援を行います。

## 避難所としての役割

- 家屋が倒壊・焼失し、自宅での生活が困難になった方を一時的に受け入れるため、避難所を開設します。
- 避難者用の飲料水・食料、生活必需品をはじめ、避難所運営に必要な防災資器材を備蓄しています。
- 感染症流行下の避難所運営マニュアルを作成し、必要な感染症対策物品を備蓄しています。

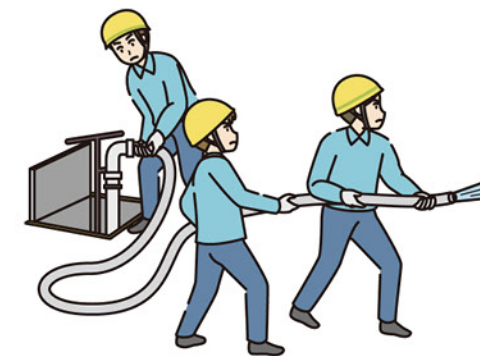


# 防災拠点



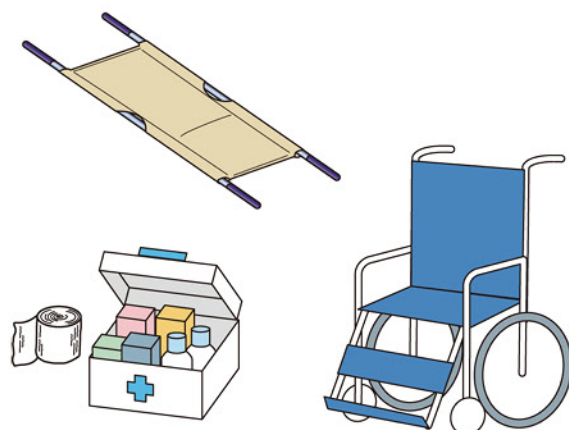
## 地域活動拠点としての役割

- 火災時の初期消火や救出・救助に必要な防災資器材を備蓄しています。
- 地域の安否情報を収集する拠点になります。
- 救援物資の受け入れ・配布を行う拠点になります。



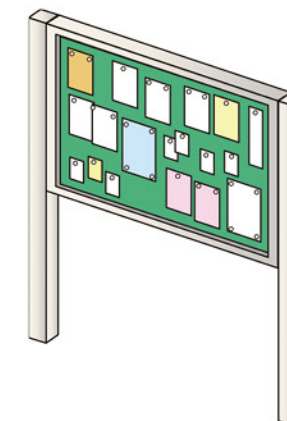
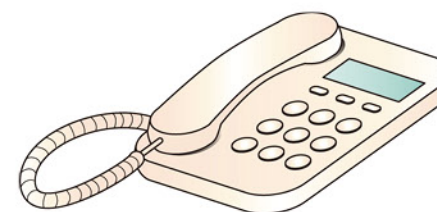
## 医療救護所としての役割

- 災害の規模や被災状況に応じて、軽症者の応急手当てを行う医療救護所を設置します。
- 救護活動に必要な医薬品などを備蓄しています。



## 情報拠点としての役割

- 災害時でも使用できる特設公衆電話や Wi-Fi 環境を整備しています。
- 地域の被害状況やライフラインなどの生活関連情報、救援物資に関する情報などを提供します。





## 防災拠点(避難所)

- 家屋の倒壊や焼失などにより、自宅での生活が困難になった方を一時的に受け入れるため、区立小・中学校などの公共施設 24カ所を指定しています。

|       | 施設名       | 所在地           | 対象地域   |
|-------|-----------|---------------|--|
| 京橋地域  | 城東小学校     | 八重洲 2-2-1     | 八重洲、京橋、日本橋   |
|       | 京橋プラザ     | 銀座1-25-3      | 銀座 1~4丁目の各一部、新富  |
|       | 泰明小学校     | 銀座5-1-13      | 銀座 1~8丁目の各一部   |
|       | 銀座中学校     | 銀座8-19-15     | 銀座 5~8丁目の各一部、築地 5丁目、浜離宮庭園                                    |
|       | 中央小学校     | 湊 1-4-1       | 入船 1・2丁目、湊 1・2丁目   |
|       | 明石小学校     | 明石町 1-15      | 入船 3丁目、湊 3丁目、明石町   |
|       | 京橋築地小学校   | 築地 2-13-1     | 築地 1~4丁目、築地 6・7丁目  |
|       | 京華スクエア    | 八丁堀 3-17-9    | 八丁堀  |
| 明正小学校 | 新川 2-13-4 | 新川            |  |
| 日本橋地域 | 常盤小学校     | 日本橋本石町4-4-26  | 日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町1・2丁目、日本橋本町 3・4丁目の各一部                      |
|       | 十思スクエア    | 日本橋小伝馬町5-1    | 日本橋本町 3・4丁目の各一部、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋小舟町                |
|       | 日本橋小学校    | 日本橋人形町1-1-17  | 日本橋人形町1・3丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町1丁目の一部、日本橋人形町2丁目の一部                 |
|       | 有馬小学校     | 日本橋蛸殻町2-10-23 | 日本橋蛸殻町 1丁目の一部、日本橋蛸殻町 2丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町 3丁目の一部、日本橋中洲           |
|       | 久松小学校     | 日本橋久松町7-2     | 東日本橋1丁目の一部、日本橋富沢町、日本橋人形町2丁目の一部、日本橋久松町、日本橋浜町1・2丁目、日本橋浜町3丁目の一部 |
|       | 日本橋中学校    | 東日本橋 1-10-1   | 日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋 1丁目の一部、東日本橋 2・3丁目                         |
|       | 阪本小学校     | 日本橋兜町 15-18   | 日本橋茅場町、日本橋兜町   |
|       | 佃島小学校     | 佃 2-3-1       | 佃 1~3丁目、月島1丁目の一部   |
| 佃中学校  | 佃 2-3-2   |               |  |
| 月島地域  | 月島第一小学校   | 月島 4-15-1     | 月島 1丁目の一部、月島 2~4丁目   |
|       | 月島第二小学校   | 勝どき 1-12-2    | 勝どき 1~4丁目  |
|       | 月島第三小学校   | 晴海 1-4-1      | 晴海 1・2丁目   |
|       | 晴海中学校     | 晴海 1-5-3      |  |
|       | 晴海西小学校    | 晴海 5-3-5      | 晴海 3~5丁目   |
|       | 晴海西中学校    |               |  |
|       | 豊海小学校     | 豊海町 3-1       | 勝どき 5・6丁目、豊海町  |

## 副拠点

- 防災拠点(避難所)での受け入れ人数を超える場合に開設します。

|       | 施設名                                | 所在地          | 対象防災拠点  |
|-------|------------------------------------|--------------|---------|
| 京橋地域  | 新川区民館                              | 新川 1-26-1    | 明正小学校   |
| 日本橋地域 | 日本橋公会堂集会室                          | 日本橋蛸殻町1-31-1 | 有馬小学校   |
| 月島地域  | 月島児童館<br>月島社会教育会館                  | 月島 4-1-1     | 月島第一小学校 |
|       | 勝どき区民館<br>勝どき敬老館                   | 勝どき 1-5-1    | 月島第二小学校 |
|       | 勝どき児童館                             | 勝どき 1-8-1    |         |
|       | GRAND MARINA TOKYO<br>パークタワー勝どきサウス | 勝どき 4-6-1    |         |
|       | GRAND MARINA TOKYO<br>パークタワー勝どきミッド | 勝どき 4-6-2    |         |

## 福祉避難所

- 要配慮者のうち防災拠点(避難所)で生活を続けることが困難な方を対象に、発災からおおむね3日後に開設します。発災当初は、まず防災拠点(避難所)に避難してください。

| 施設名                           | 所在地          | 種類                          |
|-------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 特別養護老人ホーム「マイホーム新川」            | 新川 2-27-3    | 主に緊急入所を行う施設<br>(特別養護老人ホーム等) |
| 特別養護老人ホーム「新とみ」                | 新富 1-4-6     |                             |
| 特別養護老人ホーム「わたなへ桜川」             | 入船 1-1-13    |                             |
| 特別養護老人ホーム「ケアサポートセンター十思」       | 日本橋小伝馬町5-19  |                             |
| 特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」           | 晴海 1-5-1     |                             |
| 特別養護老人ホーム「ケアサポートセンターつきしま」     | 月島 1-5-2     |                             |
| 高齢者総合福祉施設「晴海苑」                | 晴海 1-1-26    |                             |
| 介護老人保健施設「リハポート明石」             | 明石町 1-6      |                             |
| 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」       | 明石町 1-6      |                             |
| 築地社会教育会館                      | 築地 4-15-1    |                             |
| 桜川敬老館                         | 入船 1-1-13    |                             |
| 浜町敬老館・浜町児童館・浜町区民館             | 日本橋浜町 3-37-1 |                             |
| 佃児童館・シニアセンター                  | 佃 1-11-1     |                             |
| 日本橋社会教育会館                     | 日本橋人形町1-1-17 |                             |
| 月島社会教育会館                      | 月島 4-1-1     |                             |
| 月島社会教育会館 晴海分館「アートはるみ」         | 晴海 1-4-1     |                             |
| 福祉センター・子ども発達支援センターゆりのき・教育センター | 明石町 12-1     | 障害者向け<br>福祉避難所              |



## 広域避難場所・地区内残留地区

- 広域避難場所は、大地震などで延焼火災の恐れがあるときに避難する場所です。
- 地区内残留地区は、延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域です。ただし、行政から避難指示が出た場合は、その指示に従って避難してください。

| 広域避難場所等   | 町名等   |
|-----------|---|
| あかつき公園一帯  | 築地4丁目8~16番、築地6丁目1~19番・21~26番、築地7丁目  |
| 新川ツインビル地区 | 入船、湊  |
| 佃リバーシティ地区 | 佃   |
| 晴海地区      | 月島、勝どき1~4丁目、晴海  |
| 地区内残留地区   | 八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地1~3丁目、築地4丁目1~7番、築地5丁目、築地6丁目20・27番、浜離宮庭園、八丁堀、新川、日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋富沢町、日本橋人形町、日本橋小網町、日本橋蛸殻町、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町、日本橋中洲、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町、勝どき5・6丁目、豊海町 |

## 一時集合場所

- 広域避難場所へ避難する前に、町会・自治会や防災区民組織ごとに一時的に集まる場所です。

### 京橋地域(15カ所)

城東小学校、数寄屋橋公園、京橋公園、泰明小学校、築地川銀座公園、中央区役所、京橋築地小学校、築地本願寺、築地川千代橋公園、銀座中学校、築地川公園、鉄砲洲児童公園、桜川公園、京華スクエア、越前堀児童公園

### 日本橋地域(15カ所)

常盤小学校、十思公園、堀留児童公園、日本橋小学校、浜町緑道、箱崎公園、小網町児童遊園、久松小学校、左衛門橋南東児童遊園、日本橋中学校、浜町公園、日本橋区民センター、蛸殻町公園、日本橋プラザビル前広場、坂本町公園

### 月島地域(9カ所)

佃島小学校、月島幼稚園、月島第一児童公園、月島第一小学校、月島第二児童公園、パークタワー勝どきミッド防災広場、勝どき五丁目親水公園、豊海児童公園、豊海運動公園



## 津波発生時の避難場所(津波対策)

- 令和4年5月に公表された新たな東京都の被害想定では、津波による住宅地等への浸水被害はないと想定されています。一方で、水門損傷等想定を超える浸水被害発生の可能性も踏まえ、引き続き佃、月島、勝どきおよび豊海町を「津波避難対象地域」としています。
- 区から、避難指示が発令された場合は、すぐに**頑強な建物の2階以上**、または**区が指定する避難場所など**に避難してください。

| 施設名     | 所在地      |
|---------|----------|
| 佃島小学校   | 佃2-3-1   |
| 佃中学校    | 佃2-3-2   |
| 月島第一小学校 | 月島4-15-1 |

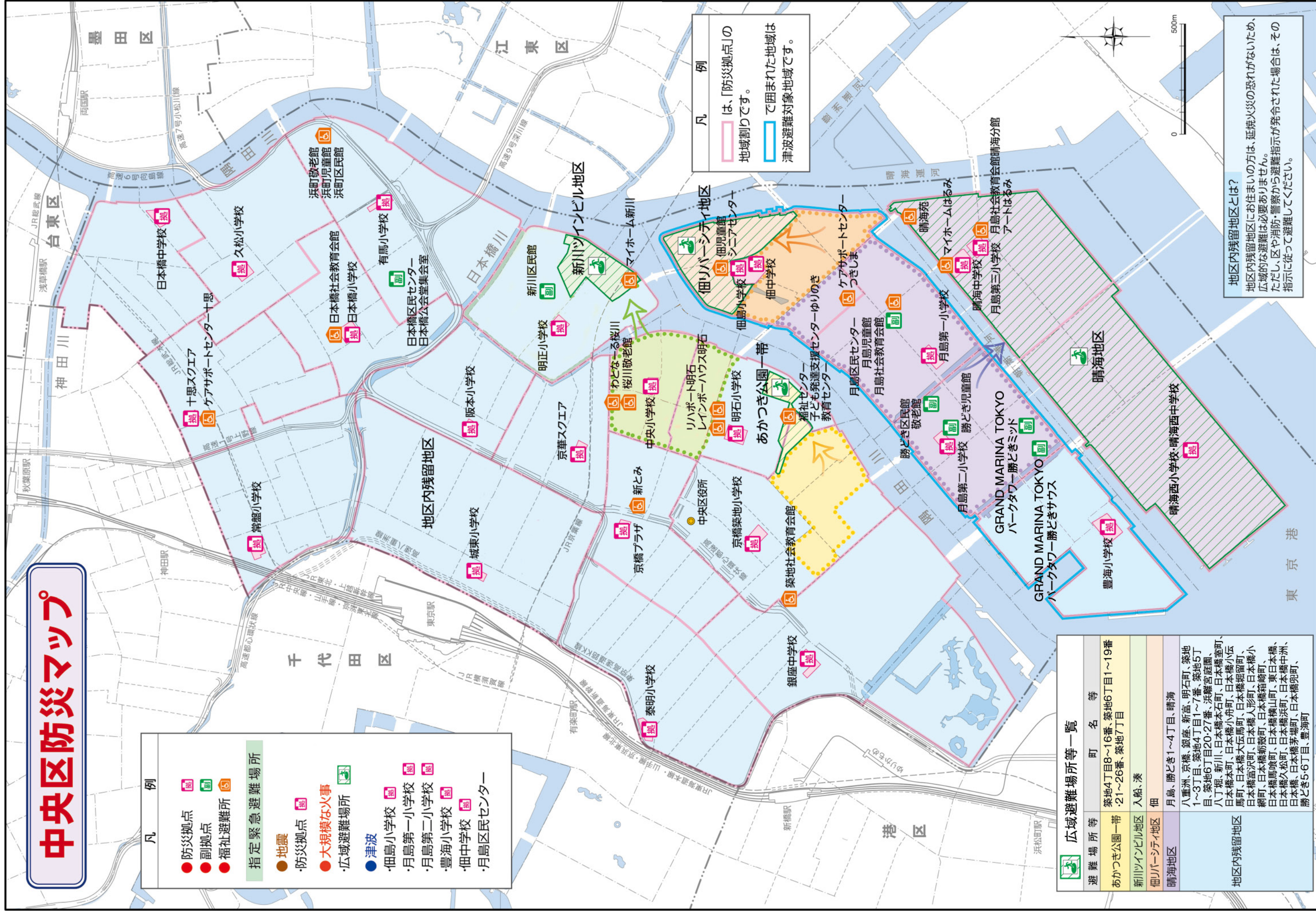
| 施設名      | 所在地       |
|----------|-----------|
| 月島第二小学校  | 勝どき1-12-2 |
| 豊海小学校    | 豊海町3-1    |
| 月島区民センター | 月島4-1-1   |

## 関係機関一覧

| 機関名          | 所在地          | 電話           |
|--------------|--------------|--------------|
| 中央区役所        | 築地1-1-1      | 3543-0211(代) |
| 日本橋区民センター    | 日本橋蛸殻町1-31-1 | 3666-4251(代) |
| 月島区民センター     | 月島4-1-1      | 3531-1151(代) |
| 晴海区民センター     | 晴海4-8-1      | 3520-8096(代) |
| 中央区保健所       | 明石町12-1      | 3541-5936    |
| 日本橋保健センター    | 日本橋堀留町1-1-1  | 3661-3515    |
| 月島保健センター     | 月島2-10-3     | 5560-0765    |
| 晴海保健センター     | 晴海4-8-1      | 6381-2972    |
| 中央清掃事務所      | 京橋1-19-6     | 3562-1521    |
| 警視庁 中央警察署    | 日本橋兜町14-2    | 5651-0110    |
| 警視庁 久松警察署    | 日本橋久松町8-1    | 3661-0110    |
| 警視庁 築地警察署    | 築地1-6-1      | 3543-0110    |
| 警視庁 月島警察署    | 晴海3-16-14    | 3534-0110    |
| 東京消防庁 京橋消防署  | 京橋3-14-1     | 3564-0119    |
| 東京消防庁 日本橋消防署 | 日本橋兜町14-12   | 3666-0119    |
| 東京消防庁 臨港消防署  | 晴海5-8-20     | 3534-0119    |



# 中央区防災マップ



**凡 例**

- 防災拠点
- 副拠点
- 福祉避難所
- 指定緊急避難場所
- 地震
- 防災拠点
- 大規模な火事
- 広域避難場所
- 津波
- 佃島小学校
- 月島第一小学校
- 月島第二小学校
- 豊海小学校
- 佃中学校
- 月島区民センター

**凡 例**

- は、「防災拠点」の地域割りです。
- で囲まれた地域は津波避難対象地域です。

**広域避難場所等一覧**

| 避難場所等     | 町名等   |
|-----------|---|
| あかつき公園一帯  | 築地4丁目8~16番、築地6丁目1~19番、21~26番、築地7丁目  |
| 新川ツインビル地区 | 入船、湊  |
| 佃リバーシティ地区 | 佃   |
| 晴海地区      | 月島、勝どき1~4丁目、晴海  |
| 地区内残留地区   | 八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地1~3丁目、築地4丁目1~7番、築地5丁目、築地6丁目20~27番、浜離宮庭園、八丁堀、新川、日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋人形町、日本橋小日本橋高沢町、日本橋横山町、日本橋小網町、日本橋新越町、日本橋箱崎町、日本橋馬場町、日本橋本町、日本橋中洲、日本橋久松町、日本橋浜町、日本橋中洲、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町、勝どき5・6丁目、豊海町 |

地区内残留地区とは？  
 地区内残留地区にお住まいの方は、延焼火災の恐れがないため、広域的な避難は必要ありません。ただし、区や消防・警察から避難指示が発令された場合は、その指示に従って避難してください。

※最新の情報については、区のホームページをご覧ください。



## 区の防災対策

### 防災危機管理センター

- 災害時には、情報の中核を担う活動拠点として、区役所1階に防災危機管理センターを設置します。  
また、平常時には、区民に身近な防災、安全・安心の総合窓口として、パンフレットの配布やDVDの貸し出しなど普及・啓発を行っています。

### 防災パンフレット [配布場所] 区役所1階防災危機管理課



いま、始めよう。マンション防災  
(マンション居住者向け)



あなたのオフィスは大丈夫!?  
(事業所経営者向け)



オフィスサバイバルBOOK  
(事業所従業員向け)

### DVDの貸し出し [貸し出し場所] 区役所1階防災危機管理課



わが家わがまちの地震防災  
(家庭向け)



備えて安心!マンション防災  
(マンション居住者向け)



あなたのオフィスは大丈夫!?  
(事業所向け)

※区ホームページでは、ダイジェスト版の動画を公開しています。



## 建築物の耐震診断・耐震改修など

- 建築物の所有者が主体的に耐震性の向上に取り組むことができるよう、技術的・財政的な支援を行っています。

### 耐震診断や耐震補強工事などへの助成制度

| (例) | 木造建築物   |              | 住宅      | 工事費用の2分の1(限度額300万円)   |
|-----|---------|--------------|---------|-----------------------|
|     | 木造建築物以外 | 一般           | 住宅      |                       |
|     |         |              | 分譲マンション |                       |
|     |         | 緊急輸送道路沿道等建築物 | 住宅      | 工事費用の3分の2(限度額300万円)   |
|     |         |              | 分譲マンション | 工事費用の3分の2(限度額3,000万円) |

[対象建築物] 昭和56年5月31日以前に着工した建築物  
 ※戸建て住宅の耐震補強工事助成を利用する際に、併せて利用できる耐震関係以外の改修工事への助成制度もあります。利用条件および金額についてはお問い合わせください。  
 ※資金の調達が困難な場合に低金利の融資が受けられるよう、金融機関へのあっせんを行っています。

### 耐震化アドバイザーを無料で派遣します

こんなことに困っていませんか?

- 耐震診断や耐震補強工事の方法、費用を知りたい。
  - 木造建築物の簡易耐震診断を実施してほしい。
  - 耐震化への権利者間の合意形成が難しい。
- [対象建築物] 昭和56年5月31日以前に着工された建築物(緊急輸送道路沿道建築物は除く)  
 [派遣回数] 木造建築物…3回まで  
 非木造建築物…5回まで

- 詳細は区ホームページをご覧ください。



助成制度



あっせん



アドバイザー派遣

### 問い合わせ先

- [助成制度・アドバイザー派遣] 建築課耐震化推進係 …………… 電話 3546-5459
- [資金の融資あっせん] 住宅課計画指導係 …………… 電話 3546-5466



## 防災用品のあっせん

- 区民および区内の事業者を対象に防災用品のあっせんを行っています。

<主な内容>

家具類転倒防止器具、飲料水・非常食、簡易トイレなど

[リーフレット配布場所] 区役所 1階防災危機管理課



### 問い合わせ先

- 防災危機管理課…………… 電話 3546-5510

## 家具類転倒防止器具の取り付け

- 区では、区内に居住する高齢の方・障害のある方を対象に家具類転倒防止器具の取り付けサービスを実施しています。
- 申請は一世帯 1 回限りです。

### 高齢の方

- [対象者] ① 65 歳以上で要介護 2 以上の寝たきりの方  
 ② 65 歳以上で 1 人暮らしの方  
 ③ 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方だけで構成される世帯の方  
 ④ 家族が就労・就学などで日中などに不在となり、②または③と同様の状態となる方
- [費用] 事前調査費・取り付け費と器具代 4 個までは 1 割負担です（住民税非課税世帯は無料）。  
 ※器具代 5 個目以上は全額自己負担となります。

### 問い合わせ先

- 高齢者福祉課高齢者福祉係…………… 電話 3546-5354

### 障害のある方

- [対象者] ① 身体障害者手帳を所持する視覚障害者、4 級以上の肢体不自由者が属する世帯  
 ② 愛の手帳 3 度以上を所持する知的障害者が属する世帯  
 ③ 精神障害者保健福祉手帳 2 級以上を所持する方が属する世帯
- [費用] 事前調査費・取り付け費と器具代 4 個までは無料です。  
 ※器具代 5 個目以上は全額自己負担となります。

### 問い合わせ先

- 障害者福祉課障害者福祉係…………… 電話 3546-5389 FAX 3248-1322

## マンションの防災対策

### 防災対策推進マンションへの登録

- 防災対策に関心のあるマンションを登録し、活動を支援しています。

### 防災アドバイザーの派遣

#### 防災マニュアルの作成に関する指導・助言

- 居住者同士が協力して応急活動をするために、マンションの規模・設備などに応じたマニュアル作成の指導・助言を行います。

#### 防災に関する講演

- 防災訓練や会議（理事会）などの際に、地震や風水害に関する講演を行います。

#### 防災訓練の支援

- 管理組合などの体制や要望に応じた、防災訓練の企画・提案を行います。

#### コミュニティづくりの助言

- マンション内のコミュニティや防災組織の作り方、地域の町会との交流に関する助言を行います。

### マンション防災講習会の開催

- マンションにおける防災対策の重要性や管理組合などが抱える課題の解決策を学んでいただくため、過去の事例を踏まえた講習会を開催しています。

### 防災対策優良マンション認定制度

- 防災マニュアルの作成や防災訓練の実施など、ソフト面の防災対策に積極的に取り組むマンションを「中央区防災対策優良マンション」に認定しています。

[支援内容]

防災資器材の供与、防災訓練経費の助成



### マンションの特性に応じたマニュアル作成の支援

- 区内のマンションを対象に、マンションの規模や設備、居住者の年齢層などに応じたマニュアルの作成を支援しています。



## 避難行動要支援者対策

- 災害時に自力で避難することが困難な方を登録し、安否確認や避難誘導などの支援および支援体制づくりに役立てることを目的とする「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。
- 「災害時地域たすけあい名簿」は、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」に相当する名簿として作成します。本人の同意がある方の名簿情報は、年1回、避難支援等関係者に提供します。

### 災害時地域たすけあい名簿

[登録対象者]

- 区内在住で次のいずれかに該当する方（施設などに入所されている方を除く）
  - ①75歳以上で1人暮らしの方
  - ②要介護3～5に該当する方
  - ③身体障害者手帳（第1種の記載があるもの）をお持ちの方と、言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体不自由の1～3級に該当する方
  - ④東京都愛の手帳1～2度に該当する方
  - ⑤精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
  - ⑥その他災害時に支援を必要とし、希望する方

[避難支援等関係者]

- 防災区民組織（町会・自治会）
- 民生・児童委員
- 区内消防署・警察署
- 介護サービス事業者
- 区と協定を締結したマンション管理組合など（協定では、個人情報取り扱いや防災対策などの推進を取り決めていきます。）

### 問い合わせ先

●高齢者福祉課高齢者福祉係……………電話 3546-5354

## 飲料水・食料・生活必需品などの備蓄

### 区での取り組み

大地震により、物資の調達が困難になった場合に備え、防災拠点（避難所）での生活に必要な飲料水・食料、生活必需品などを備蓄しています。また、ライフラインの停止に備えた防災資器材を配備しています。

#### 飲料水・食料

- ペットボトル（飲料水）、バランス栄養食、アルファ化米、粉乳（乳幼児用）、おかゆ（要配慮者用）など

#### 生活必需品

- 毛布、エアマット、肌着、タオル、簡易トイレなど

#### 衛生用品

- マスク、アルコール消毒液、フェイスシールドなど

#### 防災資器材

- 発電機、投光器、カセットコンロ、煮炊きレンジなど

#### その他

- 屋内用テント、簡易ベット、アルミマットなど



アルファ化米



カセットガス発電機



バルーン投光器



屋内用テント

### 都での取り組み

大地震による水道施設の被害や停電などで断水が長期間に及ぶ場合に備えて、給水拠点などを整備しています。

#### 給水拠点

| 施設名    | 所在地          | 確保水量               |
|--------|--------------|--------------------|
| あかつき公園 | 築地 7-19-1    | 1500m <sup>3</sup> |
| 堀留児童公園 | 日本橋堀留町1-1-16 | 100m <sup>3</sup>  |
| 晴海給水所  | 晴海1-6-3      | 1300m <sup>3</sup> |

#### 応急給水栓（防災拠点13カ所）

|      | 施設名    |
|------|--------|
| 京橋地域 | 泰明小学校  |
|      | 銀座中学校  |
|      | 明石小学校  |
|      | 京華スクエア |

|       | 施設名    |
|-------|--------|
| 日本橋地域 | 常盤小学校  |
|       | 日本橋小学校 |
|       | 十思スクエア |
|       | 有馬小学校  |

|      | 施設名     |
|------|---------|
| 月島地域 | 佃島小学校   |
|      | 月島第一小学校 |
|      | 月島第二小学校 |
|      | 月島第三小学校 |
|      | 晴海中学校   |



## 災害時に利用できるトイレの整備

大地震によりトイレが不足する場合に備えて、防災拠点や公園にマンホールトイレを整備し、生活用水を確保するため防災用井戸を設置しています。

また、災害時に床下ピットとして利用可能な災害時対応型公衆便所も整備しています。



マンホールトイレ 防災用井戸

## 災害時対応型公衆便所（令和6年4月1日現在）

### 京橋地域（22カ所）

新京橋際  
京橋際  
水谷橋公園内  
元豊玉橋際  
数寄屋橋公園内  
元木挽橋際  
出雲橋際  
元八通八橋際  
桜川公園内  
佃大橋西詰  
築地川公園内  
中央市場脇  
門跡橋東  
あかつき公園内西側  
元備前橋際  
元南明橋際  
久安橋際  
湊橋際  
霊岸橋際  
越前堀児童公園内  
新川公園内  
亀島橋際

### 日本橋地域（20カ所）

常盤公園内  
日本橋際  
江戸橋際  
堀留児童公園内  
十思公園内  
小網町二丁目  
蛸殻町公園内  
箱崎川第二公園内  
箱崎町  
左衛門橋際  
久松児童公園内  
浜町公園内西側  
浜町公園内南側  
西河岸橋際  
茅場橋際  
新亀島橋際  
坂本町公園内  
江戸桜通り地下  
浜町川緑道内  
豊海橋際

### 月島地域（12カ所）

石川島公園内  
相生橋際  
元新月橋際  
西仲橋際  
月島第一児童公園内  
月島第二児童公園内  
勝どき四丁目  
豊海運動公園内  
黎明橋公園内  
晴海五丁目ターミナル内  
佃大橋東  
月島三丁目児童遊園内

<合計>

- 54カ所に設置（約1,390㎡）
- 約69万人分のし尿を貯留可能



元豊玉橋際公衆便所



坂本町公園内公衆便所



豊海運動公園内公衆便所

## 災害時に活用できる公園施設の整備

- 災害時にかまどを使用できるベンチや停電時にも明かりを確保できる照明灯を公園や児童遊園に設置しています。

## かまどベンチ・太陽光照明の設置場所（令和6年4月1日現在）

### 京橋地域（16カ所）

桜川公園  
新川公園  
数寄屋橋公園  
明石町河岸公園  
越前堀児童公園  
鉄砲洲児童公園  
京橋公園  
築地川公園  
築地川銀座公園  
築地川千代橋公園  
あかつき公園  
湊公園  
桜橋南東児童遊園★  
桜橋南西児童遊園★  
楓川久安橋公園②  
水谷橋公園②

### 日本橋地域（12カ所）

坂本町公園  
浜町公園  
十思公園  
堀留児童公園  
蛸殻町公園  
小網町児童遊園  
箱崎公園  
左衛門橋南東児童遊園  
茅場橋北児童遊園  
茅場橋南児童遊園★  
あやめ第二公園★  
中洲公園☆

### 月島地域（10カ所）

月島第一児童公園  
石川島公園  
新月島公園  
豊海運動公園  
豊海児童公園  
佃公園  
月島第二児童公園  
晴海第二公園  
晴海臨海公園  
黎明橋公園

★かまどベンチのみ設置

☆太陽光照明のみ設置

②かまどスツールと太陽光照明を設置

※無印の場所は、かまどベンチと太陽光照明を設置（明石町河岸公園は、かまどスツールも設置）



かまどベンチ



太陽光照明



かまどスツール



## 総合防災訓練

- 区民の皆さんをはじめ、防災関係機関や事業所などが相互連携を図り、災害発生時に備えるため、総合防災訓練（年1回）を実施しています。



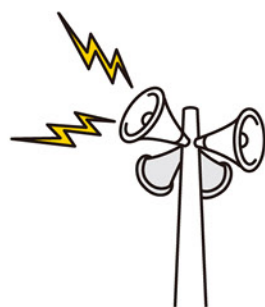
防災関係機関連携訓練



地震体験車

## 防災無線の整備

- 災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達体制を確立するために、デジタル方式の防災無線を整備しています。



### 地域防災無線（情報収集・伝達用）

- 防災関係機関（消防署・警察署など）、生活関連機関（水道局、NTT、ガス、電力、鉄道、医療機関など）、防災拠点（小・中学校など）に整備しています。

### 防災行政無線（住民広報用）

- 地域住民などに対する情報伝達用として屋外スピーカーを設置しています。

## 災害時の支援・協力

- 災害時における応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会などとの医療救護に関する協定や他自治体との相互援助に関する協定のほか、給食・給水、物資輸送、し尿処理対策など、さまざまな協力協定を結んでいます。



## 帰宅困難者対策

### 東京都の取り組み

- 東京都は、平成24年3月に「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、帰宅困難者対策に取り組んでいます。

#### 一斉帰宅抑制の推進

- 一斉帰宅抑制・施設利用者保護の周知（72時間は帰らず待機）  
3日分の備蓄の確保を周知

#### 安否確認および情報提供

- 安否確認方法の周知
- 災害関連情報の提供

#### 一時滞在施設の確保

- 都立施設を指定
- 区市町村や民間事業者に協力要請

#### 帰宅支援

- 災害時帰宅支援ステーションの確保
- バス・船などの代替輸送手段の確保

### 中央区の取り組み

#### 一時滞在施設等の確保

- 観光客や買い物客など行き場のない方を受け入れる一時滞在施設の確保に取り組んでいます。

#### 中央区帰宅困難者支援施設運営協議会への支援

- 一時滞在施設を運営する民間事業者などが主体となる「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」を平成24年10月に設立し、その支援を行っています。
- 平常時は、協議会を通じた情報共有や連携強化に加え、防災訓練を実施するなど、災害時に向けた一時滞在施設等の運営体制づくりに取り組んでいます。

#### 一斉帰宅抑制の普及・啓発

- 事業所における一斉帰宅の抑制や安否確認体制・備蓄などの防災対策を促進するため、パンフレットの配布やDVDの貸し出しを行っています。

### 東日本大震災時の状況

多くの鉄道が長時間にわたり運行を停止し、道路では大渋滞となり、**都内では約352万人、首都圏では約515万人**の帰宅困難者が発生しました。

（東日本大震災直後の区立公園の様子）  
写真提供：東京消防庁 無断転載禁止

